

 北九州市公報	発 行 所 北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所
--	--

目 次

◇ 告 示 ページ

○ 北九州広域都市計画道路の変更【都市戦略局計画部都市交通政策課】	3
○ 新たに生じた土地の確認【総務市民局市民部区政推進課】	4
○ 町の区域の変更【総務市民局市民部区政推進課】	5
○ 市道の路線認定【都市整備局道路部管理課】	6
○ 市道の路線廃止【都市整備局道路部管理課】	8

◇ 公 告

○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【環境局循環社会推進部施設課】	9
○ 環境影響評価書の縦覧【都市戦略局計画部都市交通政策課】	13
○ 北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業の事業計画の変更【都市整備局河川公園部神嶽川旦過地区整備室】	14
○ 北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業の事業計画の変更の縦覧【都市整備局河川公園部神嶽川旦過地区整備室】	15
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】	16
○ 特定調達契約の落札者の決定【技術監理局契約部契約課】	21

◇ 教育委員会

- 北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局教職員部教職員課】 22
- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局教職員部教職員課】 24

北九州市告示第464号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、北九州広域都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月23日

北九州市長 武内和久

1 都市計画の種類

道路

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 1・4・44-10号 下関北九州道路

追加する部分 北九州市小倉北区西港町の一部

(2) 3・1・44-2号 小倉港線

廃止する部分 北九州市小倉北区西港町の一部

追加する部分 北九州市小倉北区西港町の一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市都市戦略局計画部都市交通政策課

北九州市告示第465号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、北九州市の区域内に次の土地が新たに生じたことを令和7年12月12日に確認した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年12月23日

北九州市長 武内和久

新たに生じた土地の表示	地積（平方メートル）
北九州市若松区響町一丁目94の1、94の3、94の4、94の5、104の1、104の11、129、131地先公有水面埋立地	3万6,758.32

北九州市告示第466号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、北九州市の町の区域を次のように変更する。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

令和7年12月23日

北九州市長 武内和久

次の区域を若松区響町一丁目に編入する。

新たに生じた土地

北九州市若松区響町一丁目94の1、94の3、94の4、94の5、
104の1、104の11、129、131地先公有水面埋立地3万6,
758.32平方メートル

北九州市告示第467号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和7年12月23日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
6430	上石田32号線	小倉南区上石田三丁目	小倉南区上石田三丁目
6431	上石田33号線	小倉南区上石田三丁目	小倉南区上石田三丁目
6432	上石田34号線	小倉南区上石田三丁目	小倉南区上石田三丁目
6433	徳吉東47号線	小倉南区徳吉東五丁目	小倉南区徳吉東五丁目
6434	徳力116号線	小倉南区徳力一丁目	小倉南区徳力一丁目
6435	湯川新町130号線	小倉南区湯川新町一丁目	小倉南区湯川新町一丁目
7153	御開17号線	八幡西区御開三丁目	八幡西区御開三丁目
7154	下畠町12号線	八幡西区下畠町	八幡西区下畠町
7155	野面127号線	八幡西区野面二丁目	八幡西区野面二丁目
7156	野面128号線	八幡西区野面二丁目	八幡西区野面二丁目

7 1 5 7	野面129号線	八幡西区野面二丁目	八幡西区野面二丁目
7 1 5 8	町上津役西57号線	八幡西区町上津役西四丁目	八幡西区町上津役西四丁目
7 1 5 9	町上津役西58号線	八幡西区町上津役西四丁目	八幡西区町上津役西四丁目
7 1 6 0	町上津役西59号線	八幡西区町上津役西四丁目	八幡西区町上津役西四丁目

北九州市告示第468号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和7年12月23日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
1172	有毛7号線	若松区大字有毛	若松区大字有毛
2397	上上津役48号線	八幡西区上上津役三丁目	八幡西区上上津役三丁目
2709	楠橋107号線	八幡西区大字楠橋	八幡西区大字楠橋

北九州市公告第860号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年12月23日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

（1）特定役務の名称及び数量

北九州市新門司工場他1工場電力供給 一式

（2）履行の内容等 仕様書で定めるとおり

（3）履行期限 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（4）履行場所 北九州市門司区新門司三丁目79番地

北九州市新門司工場

北九州市八幡西区夕原町2番1号

北九州市皇后崎工場

（5）入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定については、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（3）電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により、小売電気事業者の登録を受けている者であること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和8年1月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和7年12月29日から令和8年1月2日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市環境局循環社会推進部施設課

イ 日時 この公告の日から令和8年2月6日まで（日曜日等を除く。）
の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所においてこの公告の日から無償で交付する。

なお、電子メールでの交付を希望する場合は、北九州市環境局循環社会推進部施設課に連絡すること。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 質問は、令和8年1月30日午後4時までに、電子メール又はファックスの方法で行うこと。

なお、それら以外の方法によるものは受け付けない。また、いずれの方法による場合も、電話で到達の確認を行うこと。

(5) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和8年1月15日午後5時までに競争参加の申出書を北九州市環境局循環社会推進部施設課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和8年1月15日午後5時までに必着のこと。

(6) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和8年2月6日午後5時までに必着のこと。

(7) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

イ 日時 令和8年2月9日午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができるものとする。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市環境局循環社会推進部施設課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2184

FAX 093-582-2196

電子メール kan-shisetsu@city.kitakyushu.lg.jp

6 Summary

(1) The contract item up for tender :

Power supply to Shinmoji Incineration Facility of Kitakyushu City and
other 1 Incineration Facility

(2) Deadline of Tender (by hand)

10:00a.m., Feb 9, 2026

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., Feb 6, 2026

(4) For further information, Please contact :

Facilities Management Division, Resource Circulation Department
Environment Bureau, City of Kitakyushu, 1-1 Jonai, Kokurakita-ku
Kitakyushu-city 803-8501 Japan TEL 093-582-2184

北九州市公告第861号

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第21条第2項の規定により、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成したので、同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第27条の規定により次のとおり公告し、当該評価書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月23日

北九州市長 武内和久

1 都市計画決定権者の名称

山口県、北九州市

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

1・4・2 下関北九州道路

1・4・44-10号 下関北九州道路

(2) 種類

道路の新設

(3) 規模

延長約8キロメートル

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

下関市及び北九州市

4 関係地域の範囲

下関市及び北九州市

5 縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び下関土木建築事務所、北九州市都市戦略局計画部都市交通政策課及び北九州市小倉北区役所総務企画課、福岡県県土整備部道路建設課、下関市環境部環境政策課及び下関市都市整備部都市計画課並びに国土交通省中国地方整備局道路計画課及び国土交通省九州地方整備局道路計画第一課

6 縦覧期間

令和7年12月23日から令和8年1月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和7年12月29日から令和8年1月2日までの日を除く。）の毎日午前9時30分から午後5時まで

北九州市公告第862号

北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により次のとおり公告する。

令和7年12月23日

北九州市長 武内和久

1 土地区画整理事業の名称

北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業

2 施行者の名称

北九州市

3 施行地区

北九州市小倉北区魚町四丁目の一部

4 事業施行期間

令和3年2月10日から令和13年3月31日まで

5 事務所の所在地

北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館5階

6 事業計画の決定の年月日

令和3年2月10日

7 事業計画の変更の年月日

令和7年12月23日

北九州市公告第863号

北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13条において準用する同条第10項の規定により、当該事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書を、公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、下記の事項を公告する。

令和7年12月23日

北九州市長 武内和久

1 縦覧場所

北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館5階
北九州市都市整備局河川公園部神嶽川旦過地区整備室内

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

北九州市公告第864号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年12月23日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

（1） 購入品目及び数量

コークス 1,500トン

（2） 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

（3） 履行期限 令和8年4月1日から同年6月30日まで

（4） 納入場所 北九州市門司区新門司三丁目79番地 新門司工場

（5） 今後購入が予定される数量及び入札公告予定期

いずれも入札期日の前日から起算して40日前までに公告する。

ア 1,300トン 令和8年3月

イ 1,100トン 令和8年6月

ウ 1,500トン 令和8年9月

（6） 入札方法 1トン当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

（7） 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

（1） この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難い場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1－2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるもの

とする。

- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。
- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和8年1月20日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和7年12月29日から令和8年1月2日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 期間 この公告の日から令和8年2月10日まで（日曜日等を除く。）

の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月12日の午前9時から午前10時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難い場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和8年1月19日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月20日の午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和8年1月20日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和8年1月28日から同年2月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月12日午前9時から午前10時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和8年2月10日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和8年2月12日午前10時10分

6 契約の締結

この契約の締結については、落札の決定があつても、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合において、市は、契約を行わないことによる補償は行わない。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札を行つた者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

8 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Coke

Forecasted Quantity:1,500t

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

10:00a.m., February 12, 2026

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., February 10, 2026

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu
1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city, 803-8501 Japan TEL093-582-2017

北九州市公告第 865 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 1 月 23 日

北九州市長 武内和久

1 物品等の名称及び数量

収蔵棚及び付属照明設備 一式（収蔵棚 122 台及び照明設備 50 灯）

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市技術監理局契約部契約課

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 7 年 1 月 10 日

4 落札者の名称及び住所

株式会社フジモト

北九州市小倉北区西港町 61 番 15 号

5 落札金額

5,995 万円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告をした日

令和 7 年 10 月 24 日

8 落札方式

最低価格による。

北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

北九州市教育委員会
教育長 太田清治

北九州市教育委員会規則第10号

北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第3号ウ中「340円」を「350円」に改め、同号エ中「480円」を「500円」に改め、同号オ中「620円」を「650円」に改め、同号カ中「760円」を「790円」に改め、同号キ中「890円」を「940円」に改め、同号ク中「1,030円」を「1,090円」に改め、同号ケ中「1,170円」を「1,240円」に改め、同号コ中「1,250円」を「1,390円」に改め、同号サ中「1,340円」を「1,540円」に改め、同号シ中「1,420円」を「1,690円」に改め、同号ス中「1,510円」を「1,850円」に改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第3号ウ中「340円」を「350円」に改め、同号エ中「480円」を「500円」に改め、同号オ中「620円」を「650円」に改め、同号カ中「760円」を「790円」に改め、同号キ中「890円」を「940円」に改め、同号ク中「1,030円」を「1,090円」に改め、同号ケ中「1,170円」を「1,240円」に改め、同号コ中「1,250円」を「1,390円」に改め、同号サ中「1,340円」を「1,540円」に改め、同号シ中「1,420円」を「1,690円」に改め、同号ス中「1,510円」を「1,850円」に改める。

0円」を「1, 390円」に改め、同号サ中「1, 340円」を「1, 540円」に改め、同号シ中「1, 420円」を「1, 690円」に改め、同号ス中「1, 510円」を「1, 850円」に改める。

付 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則及び第2条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(費用弁償の内払)

2 改正後の規則の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則及び第2条の規定による改正前の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定により支給された往復に要する費用は、改正後の規則の規定による往復に要する費用の内払とみなす。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 23 日

北九州市教育委員会

教育長 太田清治

北九州市教育委員会規則第 11 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第 1 条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則（平成 29 年北九州市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の特別支援学校の項調整数の欄及び同表の小学校及び中学校の項調整数の欄中「1」を「0.5」に改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第 2 条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則（平成 29 年北九州市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「同項第 5 号」を「同項第 4 号」に改める。

第 7 条本文中「又は同項第 3 号の多学年学級担当手当」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則中第 1 条の規定は令和 9 年 1 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 令和 9 年 1 月 1 日から同年 1 月 23 日までの間における北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則別表第 1 の規定の適用については、同表中「0.5」とあるのは、「0.75」とする。